

- 資料No.4-1① JIS C 62841-2-1 (2024)
手持形電動工具，可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性
－第 2-1 部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項
(参考資料) 電動工具写真 (資料No.4-1 商品例)
- 資料No.4-1② 別表第十二で廃止提案する規格 (JIS C 9745-2-1)
- 資料No.4-2 JIS C 8147-2-13 (2017) + 追補 1 (2024)
ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別
要求事項
- 資料No.4-3① JIS C 8105-2-4 (2024)
照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項
- 資料No.4-3② 別表第十二で廃止提案する規格 (JIS C 8105-2-7)
- 資料No.4-4 JIS C 9300-10 (2024)
アーク溶接装置－第 10 部：電磁両立性 (EMC) 要求事項
(参考資料) 溶接システム (資料No.4-4 説明資料)
- 資料No.5-1a① JIS C xxxx-x (202x)
手持形電動工具，可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性
－第 3-9 部：可搬形マイタソーの個別要求事項
(参考資料) 電動工具写真 (資料No.5-1a 商品例)
- 資料No.5-1a② 別表第十二で廃止提案する規格 (JIS C 9029-2-9)
- 資料No.5-1b JIS C xxxx-x (202x) JIS 原案
- 資料No.5-2a① JIS C 62368-1 (202x)
オーディオ・ビデオ，情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項
(別紙) 適用範囲に含まれる主な電気用品名 (資料No.5-2a①)
- 資料No.5-2a② 別表第十二で廃止提案する規格 (JIS C 6065、6950-1、6950-22)
(別紙) 適用範囲に含まれる主な電気用品名 (資料No.5-2a②)
- 資料No.5-2b JIS C 62368-1 (202x) JIS 原案
- 資料No.6-1 別表第十を別表第十二へ一本化する検討について (案)
- 資料No.6-2 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正(案)_別表第十
- 資料No.6-3 「電気用品の技術基準の解説」の見直し依頼票_別表第十
- 資料No.6-4 「電気用品の技術基準の解説」の見直し依頼票_別表第十二
- 資料No.6-5 電気用品名と解釈別表第十二の雑音の強さに関する基準との対応表(案)
- 資料No.7 電気用品調査委員会部会の検討体制見直し (案)
- 資料No.8-1 第 7、20、55 小委員会審議結果報告書
- 資料No.8-2 第 34 小委員会審議結果報告書
- 資料No.8-3 第 59/61/116、72 小委員会審議結果報告書
- 資料No.8-4 第 23-1 小委員会審議結果報告書
- 資料No.8-5 第 23-2 小委員会審議結果報告書
- 資料No.8-6 第 23-3 小委員会審議結果報告書

- 資料No.8-7 第 108 小委員会審議結果報告書
- 資料No.8-8 第 1、3、25 小委員会審議結果報告書
- 資料No.8-9 第 76 小委員会審議結果報告書
- 資料No.8-10 第 2、15、22、77、85、112 小委員会審議結果報告書
- 資料No.8-11 第 37-2、51 小委員会審議結果報告書
- 資料No.8-12 第 31、第 32-2、第 32-3、第 96、121・23E 小委員会審議結果報告書
- 資料No.8-13 第 89、104 小委員会審議結果報告書
- 資料No.8-14 第 21 小委員会審議結果報告書

5. 議事概要

<開会>

○ 事務局連絡

- ・ 定足数の確認（開催後集計による数値）
 - 委員総数 50 名の内、委員長を除く有効出席者数 44 名
 - 内訳：出席委員 35 名（代理出席を含む）、委任状 9 名（委員長へ委任）
 - 電気用品調査委員会規約第 4 条より、委員総数の 2/3（33 名）以上の定足数を満たしており、本委員会は成立する旨の報告があった。
- ・ Web 会議における参加・発言方法に関する留意事項の説明
- ・ 議事次第に基づき、配付資料の確認
- ・ （一社）日本電気協会制定の競争法コンプライアンス規程の遵守について、本委員会では「競争法上問題となるおそれのある話題を話し合わない」旨を確認した。（資料No.1-2）

○ 委員長挨拶

第 121 回電気用品調査委員会の開会にあたり、小野委員長より挨拶があった。

<報告・審議事項>

(1) 委員交代等報告（資料No.1-1）

事務局より、資料No.1-1 の委員名簿に基づき、委員及び参加者の交代について報告があった。委員及び参加者の交代は下表のとおり。

（敬称略・順不同）

役名	所属団体	旧	新
委員	（一社）日本電設工業協会	西村 松次	太田 良治
委員	日本プラスチック工業連盟	横山 利男	山本 育央
委員	（一社）日本ホームヘルス機器協会	大浦 浩一	桑原 道貴

(2) 前回議事要録(案)の確認（資料No.2）

事務局より、資料No.2「第 120 回電気用品調査委員会議事要録(案)」に基づき説明があり、異議なく承認された。

(3) 解釈検討第2部会

①解釈別表第十二への採用を要望する JIS (JIS 発行後) の審議 (資料No.3、4-1~4)

住谷部会長より、資料No.3「別表第十二への採用を検討する JIS 一覧 2024 年 11 月審議」に基づき、電気用品の技術上の基準を定める省令の整合規格として、解釈別表第十二に採用を要望する規格案全体の説明があった。

続いて、資料No.4-1~4の規格の概要及び技術基準との整合確認書に基づき、JIS 発行後の採用案件について、説明担当者から説明があった。

下記 1)~4)について、修正事項を反映の上、解釈別表第十二への採用を国へ要望することが異議なく承認された。

<要望規格>

<担当>

- | | |
|---|---------|
| 1) JIS C 62841-2-1 (2024) (資料No.4-1) | 日本電機工業会 |
| 2) JIS C 8147-2-13 (2017) (資料No.4-2)
+ 追補 1 (2024) | 日本照明工業会 |
| 3) JIS C 8105-2-4 (2024) (資料No.4-3) | 日本照明工業会 |
| 4) JIS C 9300-10 (2024) (資料No.4-4) | 日本溶接協会 |

<修正事項>

- ・資料No.3……J61347-2-13(20xx)の「現行基準の有効期間」欄を「令和7年8月30日」に修正。
- ・資料No.4-2…1 頁目の<規格情報>の有効期間を「令和7年8月30日」に修正。

<主な質疑応答> (Q: 質問 A: 回答 C: コメント)

○JIS C 8147-2-13 (2017) + 追補 1 (2024) (資料No.4-2) について

C: 有効期間について修正がある。通則である J61347-1(H29) (JIS C 8147-1(2017)) の有効期間が令和7年8月30日となっており、本文の JIS C 8147-1(2017)を JIS C 8147-2-13(2017)が規格内で引用しているため、通則の有効期間との整合を図り、令和7年8月30日とする。

C: 資料No.3の一覧表の方も当該規格の有効期間を修正する。

○その他

Q: 屋内で床置きするタイプの照明器具について、足でスイッチを ON/OFF 操作するような製品が存在するが、照明器具の転倒対策等を決めているような規格はあるか。

A: おそらくフットスイッチをイメージするが、スイッチと器具間のコード長は十分にあり、基本的に器具に力が加わることがないようにメーカーにて設計されている。取扱説明書通りの使い方をすれば問題ないことであるため、細かく定めている規格はない。

②別表第十二への採用を検討する JIS (小委員会承認後) の確認 (資料No.5-1~2)

解釈別表第十二への採用を検討する JIS の規格案 (小委員会承認後) について、資料No.5-1~2の規格の概要及び技術基準との整合確認書に基づき、説明担当者から説明があり、内容の確認を行った。安全性の維持向上について、関係者で再確認・再調整を引き続き行い、JIS 化を進めるこ

とが了承された。

<確認規格>

- 1) JIS C xxxx-x (202x) (資料No.5-1)
- 2) JIS C 62368-1 (202x) (資料No.5-2)

<担当>

- 日本電機工業会
- ビジネス機械・情報システム産業協会

<主な質疑応答> (Q: 質問 A: 回答 C: コメント)

○JIS C 62368-1 (202x) (資料No.5-2) について

Q: 資料No.5-2a②の資料中に廃止規格として「J62368-1 (2023)」が含まれていないが、これも廃止規格の対象ということでよいか。

A: 廃止規格になる。「J62368-1 (2023)」については資料No.5-2a①で説明がつくため②の資料中には含んでいない。

Q: 主な改正点にある「f) 炎の拡散の抑制の方法における抵抗性 PIS の扱い(6.2.3.2)」の「抵抗性 PIS」というのは何を意味しているか。

A: 抵抗性 PIS (Resistive Potential Ignition Source) は抵抗成分による発火原を意味している。

(4) 電波雑音部会

○別表第十を別表第十二へ一本化する検討について (資料No.6-1~5)

山下部会長より、別表第十を別表第十二へ一本化する検討について、資料No.6-1~5 に基づき説明があった。審議結果及び主なコメントは次の通り。

<審議結果>

- ①別表第十の別表第十二への一本化改正(案) 資料No.6-2
 - ・「配線器具 (機器用差込みプラグ、延長コードセットを除く)」を「配線器具 (延長コードセットを除く)」に修正する。(資料No.6-1 のスライド 4 も修正)
 - ・改正案について、修正事項を反映の上、国へ要望することが承認された。
- ②別表第十の解説見直し(案) 資料No.6-3
 - ・解説見直し案について、異議なく承認された。①が改正施行された際に電気用品調査委員会ホームページの「活動成果」ページにて公開する。
- ③別表第十二の解説の新設(案) 資料No.6-4
 - ・1. (2)の「…を適用する。」を「…が適用される。」に修正する。(資料No.6-1 のスライド 6 も修正)
 - ・解説の新設案について、修正内容を反映の上、承認された。電気用品調査委員会ホームページにて公開する。
- ④電気用品名と解釈別表第十二の雑音の強さに関する基準との対応表(案) ... 資料No.6-5
 - ・対応表案について、異議なく承認された。電気用品調査委員会ホームページにて公開する。

<主な質疑応答> (Q: 質問 A: 回答 C: コメント)

Q: 資料No.6-2 の改正案より、「配線器具 (機器用差込みプラグ、延長コードセットを除く)」

とあるが、「機器用差し込みプラグ」ではなく「器具用差し込みプラグ」の誤りではないか。
また、除く理由は何か。

A：誤植のため、修正することとしたい。除いた理由として、現行の別表第十の通りの仕上がりとなっている。雑音の強さを確認する必要性が生じた場合に備え、別表第十の解説を整備している。

Q：「器具用差し込みプラグ」は現行の別表第十や対応表に掲載されており、雑音の強さが要求されるものと思うがどうか。

A：「器具用差し込みプラグ」は雑音の強さが要求されるため、削除する。

Q：資料No.6-4 の別表第十二の解説案の 1. (1)より、文章を接続詞（「また、…」）で繋げているが、(1)(2)に項目を分けてはどうか。

A：文章自体は現行の別表第十に倣ったものであり、同じ内容の趣旨であるため、一つの項目にまとめている。

Q：同資料で 1. (2)だけ文末が「…を適用する。」となっており、能動態の表現になっているが、何か理由があるか。

A：特にない。受動態の表現（「…が適用される。」）で統一することとしたい。

Q：別表第十二の解説を新設して対応することになった理由を確認したい。

A：1. (1)については CISPRJ 規格の方で記載されておらず、日本国内では別表第十に規定されている状況にあり、解説として残す判断となった。(2)(3)は電波法が関係しており、CISPRJ 規格の内容と異なるところがある。電波法の要求事項を満足する必要があるため、解説に含めている。2. の内容は CISPR14-1 にて審議中となっており、将来的に規格化される予定であり、現状は解説にて対応することで考えている。3. の内容は CISPR15 の規定にないもので、これから CISPR15 の国内化の作業を進めているところであり、取り入れられる方向性となっている。将来的に 1. は残るだろうが、2. と 3. は不要になれば削除されることが考えられる。

Q：ロボット掃除機やロボット芝刈り機なる製品が市場にはあるようだが、このようなロボットといったタイプの製品と雑音の強さに関係性はあるか。

A：電気用品安全法で規制されている電気用品の区分ではないが、ロボット掃除機やロボット芝刈り機は家電としても扱われることがあるため、CISPR14-1 の中で検討がされており、規格に取り入れられている状況である。

(5) 部会の検討体制見直しについて（案）（資料No.7）

事務局より、部会の検討体制見直しについて資料No.7 に基づき説明があった。見直し後の体制案、委員の選出、スケジュール案について異議なく承認された。

主なコメントは次の通り。

<主な質疑応答>（Q：質問 A：回答 C：コメント）

C：主課題の中で「事故事例のとりまとめ」があり、毎年NITE事故情報データや東京消防庁の火災の実態から分析がされているが、なるべく海外の情報も含め、集約する情報に漏れがないよう努めてもらいたい。

C：別表第十二の領域にあつては、整合規格の規格開発に携わる工業会や団体等が海外の事情含め検討を行っているため、現行の別表第八よりも安全な設計基準になっている規格が多い状況にある。このため、新しい部会体制案としては事故事例調査部会をWG化し、我が国特有の基準を検討する解釈等検討部会(仮)に繋げることにした。

Q：この後の委員選定はどのような様式でメールが配信されるか。

A：体制見直しについて審議承認された後に作成する予定である。この場では配信先に関して電気用品調査委員会メンバーの他、現行の解釈検討第1部会、第2部会の委員宛に送信するということまで定まっている状況にある。

Q：スライド5の体制図で1dと2eを点線で結んでいるのはどのような趣旨であるか。

A：事故事例調査WGで作業した分析結果は、解釈等検討部会(仮)にて検討し、分析結果から何か対応が必要な電気用品に対して3つの選択肢がある。

①「解釈」の改正を要望 ②「解説」の見直し ③安全のための「提案」を作成

この内、①の改正要望を行う方針となった場合、まずは整合規格検討部会(仮)の2aの整合規格(JIS)の内容を確認し、要求事項になればJISに取り入れる必要性が生じるが、JISの改正には時間を要する。この場合、JISに取り入れられるまで2eで対応することになる。よって、1dと2eを点線で結んでいる。2eで対応された内容がいずれJISに取り入れられたら、2eから廃止される。

C：別表第一と四は有効期間付きで一本化が完了している状況であるが、3aの課題で検討する余地があるため、日本電線工業会殿と日本配線システム工業会殿には解釈等検討部会(仮)に参画してもらいたい。なお、将来的に別表第十二への一本化がすべて完了した暁には3aの課題は整合規格検討部会(仮)へ移行し、解釈等検討部会(仮)は解散になると思っている。

(6) 各小委員会の活動報告(資料No.9-1~14)

各小委員会事務局より、資料No.9-1~14の各小委員会の活動報告書に基づき、国内及びIEC関連のトピックス、IEC規格原案に対する回答状況、今後の活動予定等についての報告があった。

<報告内容>

- 1) 第7、20、55小委員会
- 2) 第34小委員会
- 3) 第59/61/116、72小委員会
- 4) 第23-1小委員会
- 5) 第23-2小委員会
- 6) 第23-3小委員会
- 7) 第108小委員会
- 8) 第1、3、25小委員会
- 9) 第76小委員会
- 10) 第2、15、22、77、85、112小委員会
- 11) 第37-2、51小委員会
- 12) 第31、32-2、32-3、96、121・23E小委員会

<担当>

- 日本電線工業会
日本照明工業会
日本電機工業会 家電部
日本配線システム工業会
電気設備学会
日本電気制御機器工業会
ビジネス機械・情報システム産業協会
日本規格協会
光産業技術振興協会
電気学会
電子情報技術産業協会
日本電機工業会 技術戦略推進部

13) 第 89、104 小委員会

日本規格協会

14) 第 21 小委員会

電池工業会

(7) その他 連絡事項等

① 経済産業省製品安全課コメント

経済産業省製品安全課 佐々木課長補佐より、次のコメントがあった。

今回審議が行われた別表第十二への採用を要望する 4 件の JIS は次回の第 122 回電気用品調査委員会の案件を含め、整合規格 WG に諮る予定である。

リチウムイオン蓄電池について、令和 4 年 12 月に電気用品安全法技術基準の解釈別表第九を別表第十二へ一本化する改正が行われており、経過措置が残り約 1 か月前（令和 6 年 12 月 27 日まで）となっている。経過措置が残り 1 年であった昨年末には電気用品調査委員会ホームページや電池工業会などから周知をしていただいております、別表第十二への一本化実現のため、引き続き関係団体にはご協力を賜りたい。

<主な質疑応答> (Q: 質問 A: 回答 C: コメント)

C: (事務局) リチウムイオン蓄電池に関して、経過措置が残り約 1 か月前（令和 6 年 12 月 27 日まで）の旨を電気用品調査委員会ホームページの「お知らせ」ページに更新した。

▽ (参考) 電気用品調査委員会ホームページ

<https://www.eam-rc.jp/information/information.html>

② 次回開催予定

第 122 回 電気用品調査委員会は、次の日時で開催する予定。

日時：2025 年 3 月 12 日（水）13:00 から ※会場：日本交通協会 大会議室

※一カ月前頃を目途に正式な開催案内をメール配信する。

以上により第 121 回電気用品調査委員会の議事を終了し、散会した。

以 上